

平成31年度

官庁営繕関係予算決定概要

平成30年12月

国土交通省  
大臣官房官庁営繕部

# 平成31年度 官庁営繕関係予算の概要

## 1. 基本方針

官庁施設については、老朽化した施設が今後増大していく中、既存施設の最大限の活用を図りつつ、災害に対する国民の安全・安心の確保等に的確に対応することが重要である。

このため、平成31年度においては、南海トラフ巨大地震、首都直下地震等に備えた官庁施設の防災・減災対策を推進するため、防災拠点等となる官庁施設の防災機能の強化、災害応急対策活動に必要となる官庁施設の電力の確保等を図る。

また、既存官庁施設をより長く安全に利用しトータルコストの縮減等を実現するため、老朽化の進行を防ぐ長寿命化事業等を実施する。

## 2. 予算の重点化

官庁施設の防災・減災対策を推進するため、防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化等を図ることや、官庁施設の老朽化対策等を推進することに重点化し、限られた予算で最大限の効果の発現を図る。

### 国民の安全・安心の確保

#### 【「防災意識社会」への転換に向けた防災・減災対策の推進】

#### <南海トラフ巨大地震・首都直下地震対策等の推進>

##### 防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化等

12,486百万円（1.36）【うち臨時・特別の措置3,264百万円】

#### (1) 地域と連携した防災拠点等となる官庁施設の整備の推進

大規模災害の発生に備え、地域と連携した防災拠点等となる官庁施設の整備を推進する。これにより、災害に強い地域づくりを支援するとともに、新たなまちづくり空間やにぎわいの創出等により、地域の活性化に積極的に貢献する。

## **(2) 官庁施設の耐震化の推進**

建築基準法に基づく耐震性能を満たしていない官庁施設及び災害応急対策活動の拠点としての所要の耐震性能を満たしていない官庁施設について、人命の安全の確保と防災機能の強化を図るため、官庁施設の耐震化を推進する。

## **(3) 官庁施設の天井耐震対策の推進**

東日本大震災における天井脱落被害を踏まえ、大規模空間を有する官庁施設の天井について、地震時の天井耐震対策を推進する。

## **(4) 官庁施設の津波対策の推進**

津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。

## **(5) 災害応急対策活動に必要となる官庁施設の電力の確保等**

災害応急対策の活動拠点となる官庁施設について、大規模災害が生じた際における災害応急対策活動への支障のおそれを解消するため、自家発電設備の燃料槽の増設等を実施する。

### **【将来を見据えたインフラ老朽化対策の推進】**

#### **＜インフラの戦略的な維持管理・更新の推進＞**

##### **官庁施設の老朽化対策等**

**4, 702百万円 (1. 02)**

### **(1) 官庁施設の長寿命化**

既存官庁施設をより長く安全に利用し、トータルコストの縮減等を実現するため、ハード対策、ソフト対策の両面から、官庁施設の長寿命化を図る。

### **(2) 既存官庁施設の危険箇所、経年劣化が著しい部位等の解消**

既存官庁施設において、最低限必要な施設の性能を確保するため、危険な箇所、経年劣化が著しい部位等について、緊急的な改修等を実施する。

## 平成31年度 官庁営繕関係予算総括表

(単位：百万円)

区 分	平成31年度		通常分	臨時・特別 の措置		前年度
	(A)	対前年度 倍率 (A/D)		(B)	対前年度 倍率 (B/D)	
( 一般会計 )						
官庁営繕費	21,247	1.19	17,983	1.01	3,264	17,823
庁舎整備	6,093	0.79	6,093	0.79	0	7,723
施設特別整備	13,319	1.52	10,391	1.18	2,928	8,780
設計監理費等	1,835	1.39	1,499	1.14	336	1,320
( 財政投融资特別会計 特定国有財産整備勘定 )						
特定国有財産整備費	19,076	1.55	19,076	1.55	0	12,318
<b>合 計</b>	<b>40,324</b>	<b>1.34</b>	<b>37,060</b>	<b>1.23</b>	<b>3,264</b>	<b>30,141</b>

- (注) 1. 上記のほか、PFI事業の金利の支払い等に必要経費として631百万円(前年度741百万円)がある。
2. 特定国有財産整備特別会計については、特別会計改革に伴い一般会計に統合されており、平成21年度以前の特定国有財産整備計画に基づき実施される既往の事業(未完了事業)は、当該事業が完成するまでの間、財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定において経理を行うこととされている。
3. 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しないものがある。